

## 秋田市産品活用促進業務委託仕様書

### 1 業務の目的

本業務は、市内産農産物等を積極的に取り扱う飲食店および小売店を「秋田市地産地消推進店」（以下、「地産地消推進店」という。）として認定し、キャンペーン等の実施や広報宣伝等を行うことにより、安全・安心な市内産農産物等の魅力をPRし、本市産品の消費・活用拡大と認知度向上を図るために実施するものである。

### 2 業務名 秋田市産品活用促進業務委託

### 3 履行場所 秋田市が指定する場所

### 4 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

### 5 業務の内容

#### (1) 地産地消推進店に関わるキャンペーン

- ア 地産地消推進店が参加するメリットを感じられる内容とすること。
- イ 地産地消推進店の認知度向上が図られる内容とすること。
- ウ 市内産農産物等の消費につながる内容とすること。
- エ テレビ、新聞等マスメディアおよびチラシを活用してキャンペーン等をPRすること。
- オ キャンペーンは市内農産物等が潤沢に流通している9月から11月までに2か月間以上実施すること。
- カ 市民がキャンペーンに参加をしやすい応募方法を整えること。

#### (2) 地産地消推進店の開拓

「秋田市地産地消推進店認定事業実施要綱」の基準を満たし、市内産農産物等を一定以上取り扱う飲食店、小売店（直売所含む）を開拓すること。

#### (3) 地産地消推進店を紹介するPRパンフレット等の作成

- ア 本事業および地産地消推進店のPRが図られる内容とすること。
- イ 内容について本市と事前に協議すること。
- ウ 規格については提案とする。
- エ 完成品はキャンペーンで活用するほか、地産地消推進店や市内宿泊施設、駅、空港等の市が指定する場所に設置すること。

#### (4) SNSを活用したPR

秋田市産業企画課が運用するインスタグラムのアカウントである「秋田

市地産地消ネットワーク」を有効活用し、フォロワー数を増加させるほか、地産地消推進店およびキャンペーン等の周知を図ること。

- (5) その他事業規模の範囲内で、市内産農産物等のPRに有効な企画や事業がある場合は、その提案（例示：ホームページやSNSを活用した企画など）をすること。

※地産地消推進キャンペーン等、広報あきたに掲載する業務については、原則実施の1か月半前までに実施内容を確定すること。

- (6) 事業の効果を検証すること

## 6 成果品

- (1) PRパンフレット等

6,000部

- (2) その他

取組実施状況や成果を示した報告書1部

## 7 著作権の譲渡等

- (1) 無償譲渡

成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、受託者は、当該成果物に係る著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を当該成果物の引渡し時に本市に無償で譲渡する。

- (2) 関係者に係る著作権譲渡

前項に関し、次のいずれかの者（以下、「関係者」という。）に成果物に係る著作権が帰属している場合には、受託者は、あらかじめその者との書面による契約により当該著作権を受託者に譲渡させるものとする。

ア 受託者の従業員

イ 本件契約によって実施される業務の一部が再委託される場合の再委託先の法人又はその従業員

ウ 著作物の購入先の法人又は個人

- (3) 公表

成果物が著作物に該当する場合において、受託者（前項に該当する場合にあっては、関係者を含む。以下同じ。）は、本市が当該成果物の内容を自由に公表することを無条件に同意する。また、本市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。

- (4) 内容の改変

受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、本市が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、本市は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。

(5) 著作者人格権の不行使

受託者及び関係者は、前(3)又は(4)に該当する場合、本市および本市が許諾する者に対して、著作物人格権を行使しないものとする。

(6) 著作物、人物の許諾等

成果物の制作に際して、他の著作物および人物の許諾、記録素材の借用等が必要な場合は、受託者がその手続きを行うものとし、当該許諾、借用等に発生する費用は当初の契約金額に含むものとする。

## 8 個人情報保護にかかる遵守事項

受託者は、本業務の履行により知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。

## 9 その他

- (1) 本業務に際し、必要な一切の費用は当初の契約金額に含むものとする。
- (2) 受託者は、本市と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (3) 受託者は、業務実施過程で疑義が生じた場合、速やかに本市に報告し、協議又は指示を受けること。
- (4) 事業実施に際して、本市の指示があった場合は、その指示に従い作業を進めるとともに、本市はいつでもその作業状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書に定める事項について疑義を生じた場合、又は本仕様書に定めのない場合は、必要に応じて本市と協議の上、定めるものとする。